

平成 15 年 5 月 28 日
水産庁 境港漁業調整事務所

韓国漁船による違法漁具の押収について

1. 水産庁漁業取締船「かなえ」は、5月24日に島根県浜田港の北北西約124kmの日韓暫定水域に隣接する我が国排他的経済水域に、韓国漁船によって設置された違法漁具を発見した。このため、米子簡易裁判所から「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（略称：漁業主権法）」の無許可操業違反で差押許可状の発付を受けて、同日から5月27日までの4日間、「かなえ」により、漁具の押収を行った。

本年の山陰・北陸沖での押収件数は12件目で、既に昨年 of 年間押収件数（11件）を上回ったほか、これ程大量のバイ籠が押収されたのは初めて。

2. 発見した漁具ブイにハングルの記載があること、バイ籠の形状も日本漁船が使用しているバイ籠とは異なっていることから韓国漁船によるものと断定したもの。

今回の押収にあたり、大量の漁具が絡まっていたため、船上に引き揚げきれずに海中に沈下切断したものもあった。このため、押収した漁具以外にも大量に違法漁具が存在するものと見られることから、今後、関係地元漁船の協力を得て、海底に残っている漁具を回収することを予定している。

3. 押収海域に隣接する日韓暫定水域では、韓国の底刺網、カニ籠、バイ籠漁船が漁場を占有して操業しており、漁業取締船の間隙を縫って我が国排他的経済水域に侵入する状況が続いていることから取締監視活動を強化するとともに、外交ルートで韓国側に対し抗議することとしている。。

なお、本日、境港の花町岸壁で漁具の陸揚作業を行っている。

（今回の漁具押収量・漁獲物量）

バイ籠	1,482個
同用ロープ	約15km
バイ貝	約3,220kg（漁獲物は全て海中へ戻した。）

参 考

漁具押収量（日韓漁業協定発効以降）

平成15年5月28日現在

年次	件数	底刺網 Km	カニ籠 個	バイ籠 個	アナゴ籠 個	ロープ Km
11	2	44	0	17	0	18
12	3	0	85	275	0	16
13	6	39	335	0	0	29
14	11	180	1754	0	0	148
15	12	121	132	2045	253	68
計	34	384	2306	2337	253	279

漁獲物の海中還元量（平成15年分）

魚種	還元量 キログラム
ズワイガニ	32,720 (52,234枚)
カレイ	91
ヌタウナギ・アナゴ	15
ベニズワイガニ	4
バイ貝	3,418
計	36,248

問合せ先：水産庁 境港漁業調整事務所

電話：0859-44-3681

担当者：小谷

注：押収漁具の撮影・取材可能です。